

きぼうの家移転改築工事に係る共同企業体取扱要領

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が発注するきぼうの家移転改築工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 共同企業体結成の目的

- (1) 共同企業体は、構成員の施工能力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。
- (2) 共同企業体は、施工能力・施工精度を高め優良な建築物の完成を目的とし、工期短縮等互いに協調を図るものとする。

3 共同企業体の運用形態

- (1) 共同企業体の運用形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事の施工をする3者（第1工区）による共同施工方式、及び2者（第2工区）による共同施工方式とする。
- (2) 共同企業体の結成は、自主結成方式とする。
- (3) 共同企業体構成員の出資比率は、第1工区20%以上とし、第2工区は30%以上とする。

4 入札参加手続き

共同企業体として、当該工事に係る入札に参加しようとするときは、あらかじめ共同企業体の入札参加資格審査申請を工区毎に行い、事業団の審査を受けるものとする。

5 資格審査の申請

- (1) 4の入札参加資格の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができない。
 - ア いずれの構成員も、中北建設事務所、峡東建設事務所又は峡南建設事務所管内に本店を有している者であること。
 - イ 構成員の級別格付けは、現在山梨県における入札参加資格【建築一式工事】の等級がAであり、直近の経営事項審査の結果が、代表構成員にあっては、建築一式に係る総合評定客観値（P点）が1,000点以上及び経営状況分析評点（Y点）が750点以上、構成員にあっては、建築一式に係る客観値（P点）が800点以上および経営状況分析評点（Y点）が550点以上であること。
 - ウ 建築工事について代表構成員は、元請けとして一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (2) 構成員は同一工区の、他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

6 資格審査

共同企業体の入札参加資格の審査は、5の申請に基づいて行い、入札参加資格の有無について、共同企業体の代表者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月27日から施行する。